平成２７年（フ）第３９号
福岡県嘉麻市上山田211番地９
債務者　下川美佐子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４３号
福岡県飯塚市花瀬69番地２　シェーネスハイム105号
債務者　渡邊　愛美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県嘉麻市鴨生11番地37
債務者　池上　和枝
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県筑後市大字山ノ井196番地１エバーライフ羽犬塚壱番館304号
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目27番15号
債務者　永田　豊
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳63番地10　横尾口団地２棟104号
債務者　熊谷　慎一
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
千葉県松戸市牧の原２丁目152番地リヴェールＢ棟201号
債務者　吉田　陽祐
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７３号
千葉県松戸市西馬橋相川町13番地　第１伊原ハイツ102号
債務者　森田　晴生
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７４号
千葉県松戸市西馬橋相川町13番地　第１伊原ハイツ102号
債務者　森田　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４０号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台21番201号
債務者　原田　あい（旧姓白土）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４１号
北九州市戸畑区丸町１丁目１番１―403号
債務者　太田　道子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９９号
青森市大字羽白字沢田775番地
債務者　斉藤　　徹
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市公郷町２丁目６番地70
債務者　矢島　芳江
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５６号
住民票上の住所神奈川県秦野市清水町７番23号
債務者　小西　輝秋
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９６号
神奈川県伊勢原市笠窪258番地の１　テルスＡ201号
債務者　柴草　光理
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０１号
愛知県海部郡大治町大字北間島字柿木33番地パークレーンコート303号、従前の住所愛知県知多市原１丁目10番地の３　アーベル東海101
債務者　山本　久美（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４７号
名古屋市港区小賀須１丁目317番地
債務者　阿部製作所こと　阿部　桂子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部